

ペットの避難に 関するガイドライン



令和7年9月
袖ヶ浦市

目次

はじめに	2
1. 共通編	
1-1 ペットの定義	3
1-2 同行避難、同伴避難（屋内避難、屋外避難）とは	4
1-3 屋内避難を行うことができるペットと必要な準備	5
1-4 屋外避難を行うことができるペットと必要な準備	5
1-5 ペット避難の受入れができる避難所	6
1-6 避難所での受付の流れ	8
1-7 ペットの同伴避難をお受けできない具体例	9
2. 飼い主編	
2-1 平常時の飼い主の役割	10
2-2 災害時の飼い主の役割	13
3. 施設管理者及び避難所運営担当者編	
3-1 平常時の施設管理者等の役割	15
3-2 災害時の避難所運営担当者等の役割	16
3-3 避難所におけるペット飼育のルール（掲示物の例）	19
4. 資料編	21

はじめに

過去の被災地では、ペットと共にいるために指定避難所（以下「避難所」という。）を利用せず車中生活をしたことでエコノミークラス症候群により亡くなった方や、自宅にとどまって津波などの二次被害に巻き込まれた方がいたことが問題となりました。避難する必要があるのに、「ペットと共にいるために避難できない」とその場にとどまることは、新たな被害の発生につながる可能性があります。

ひとたび災害が発生すればペットの飼い主も被災者となり、ペットと共に避難する手段が必要となります。

本ガイドラインは、災害発生時に被災者がペットと避難し、避難所で混乱を生じることがないように、ペットを飼っている方や避難者の方などに、平時の備えと災害発生後に必要となる基本的な行動や対策を確認していただくために、ペットとの避難の要点をガイドラインとしてまとめたものです。

災害時には行政が実施する「公助」の他、「自助」（自分は、自分で守ること）や「共助」（地域や周囲の人たちが協力して助け合うこと）による対応が、災害を乗り越える上ではとても大切です。

特に避難してきたペットの飼育を飼い主以外の第三者が行うことは困難になります。また、動物が苦手な方や、アレルギーの方等、様々な理由で動物と一緒に過ごすことが難しい方も避難されてきます。

避難所でペットを飼育するための備えは飼い主の役割となり、日ごろから準備や備えを行っていただくことが重要となります。

本ガイドラインを参考として、動物に対して多様な価値観を持つ方々が「共助」の気持ちで支えあい、皆で少しでも安心して過ごせる避難所環境を本市と一緒に作っていただきますようお願いいたします。

1. 共通編

1-1 ペットの定義

本ガイドラインにおける「ペット」とは、環境省が作成している「人とペットの災害対策ガイドライン」を踏まえ、家庭動物等のうち、犬や猫、ハムスターや小鳥などの「小型の哺乳類及び鳥類」を指します。

なお、家畜として飼育している動物や、動物販売業者が販売用として飼育している動物、特定動物（※1）や特定外来生物（※2）及びこれらに類する動物はこれに含みません。

また、魚類、爬虫類、両生類、昆虫を含む虫なども対象外とします。

※1 特定動物

人に危害を加えるおそれのある危険な動物及びその動物との交配によって生まれた動物

※2 特定外来生物

生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもののの中から指定された生物

【ペットの定義の例外】

身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬：以下「補助犬」という）はペットとは異なります。



被災した補助犬の使用者が補助犬と共に避難してきた場合は、補助犬の避難所への同伴を拒んではならないことが身体障害者補助犬法で定められています。補助犬同伴の避難については、アレルギー対策に配慮しつつ、使用者と一緒に避難生活を送ることとなります。

【注意点】

○避難者の中には動物が苦手な方や動物アレルギーの方もいます。そのような方への配慮をしたうえで、補助犬と使用者と一緒に過ごせる場所の確保などの対策が必要となります。

○補助犬は訓練されていますが、環境の変化などにより神経質になっていることがあるため、不用意に触れたりしないよう、他の避難者に周知する必要があります。

1-2 同行避難、同伴避難（屋内避難、屋外避難）とは

同行避難とは、「災害の発生時に、飼い主が飼っているペットと一緒に指定緊急避難場所等まで避難する」避難行動のことを指します。

同伴避難とは、「被災者が避難所でペットを飼養管理する」状態を指します。

本ガイドラインでは、同伴避難をさらに屋内避難と屋外避難に分けて定義します。



同行避難が完了した後は、ペットは「屋内避難」又は「屋外避難」により避難生活をおくることになります。

■屋内避難とは…

避難所の屋内に定められたペットの避難スペースに避難すること。

飼い主とペットが同室で避難生活を送ることを意味するものではありません。

（例）飼い主は市民会館（昭和交流センター）の避難所で避難生活を送り、ペットは同じ敷地内の市営球場の屋内のペットの避難スペースで飼い主が飼育しながら避難生活を送る。

■屋外避難とは…

直射日光や雨風を防ぐことができる避難所の屋外に定められたペットの避難スペース等に避難すること。

（例 1）飼い主は避難所の体育館で避難生活を送り、ペットは建物の軒下など決められた屋外のペットの避難スペースで飼い主が飼育しながら避難生活を送る。

（例 2）自家用車などで避難してきた場合、ペットを一時的に車内で飼育しながら避難生活を送る。

1-3 屋内避難を行うことができるペットと必要な準備

(1) 屋内避難が可能なペット

避難所の屋内への避難が可能なペットは、家庭動物等のうち、ケージやキャリーバッグに入れることができる大きさの犬や猫、ハムスターや小鳥などの「小型の哺乳類及び鳥類」とします。

(2) 必要な準備

避難の受入れにあたっては、他の人やペットとのトラブルを起こさないため、ケージやキャリーバッグ、伸びないリードなど、必要な物品を飼い主が準備し、持参してください。

1-4 屋外避難を行うことができるペットと必要な準備

(1) 屋外避難が可能なペット

避難所の軒下など、屋外避難が可能なペットは、本ガイドラインのペットの定義に該当する「小型の哺乳類及び鳥類」とします。

(2) 必要な準備

柱などに伸びないリードでペットをつなぐことができるなど、飼い主において、放し飼いにしないための準備があれば避難の受入れは可能です。

なお、屋外避難であっても、原則ケージ等に入れた状態での避難が望ましいです。

■ペット避難所の開設のタイミングについて

屋内避難のためのペット避難所の開設を行う場合は、広報無線、袖ヶ浦市生活安全メール、ホームページ等で周知を行います。

開設していないペット避難所への屋内避難はできませんのでご注意ください

なお、屋外避難については、避難所が開設されていれば避難可能となります。

■その他に準備が必要なこと

屋内避難・屋外避難ともに、上に記載している以外に必要な準備などの詳細については、10ページ以降に記載している、「2-1 平常時の飼い主の役割」や、19ページ記載の「3-3 避難所におけるペット飼育のルール（掲示物の例）」を参照してください。

1-5 ペット避難の受け入れができる避難所

避難所では、補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を除き、原則としてペットの避難スペースは避難者の居住スペースとは別の場所とし、人とペットが同室で避難生活を行うことはできません。



災害時に屋内避難によるペットの受け入れができる施設は、7ページの「ペット避難の受け入れができる施設」のとおりです。

なお、災害時にはすべての避難所が開設されるわけではありません。

開設する避難所は、災害規模等に応じて市が決定し、市ホームページや生活安全メール等にてお知らせいたします。

なお、対象施設等に変更がある場合は本ガイドラインを改訂するとともに市ホームページ等で周知をいたします。



■ペット避難の受入れができる施設

No.	指定避難所名	所在地	屋外 (軒下等) 避難可能	屋内避難 可能	屋内避難 受入 可能頭数 (目安)	ペットの屋内避難場所	避難可能な災害の種類		
							洪水	津波 高潮	地震
1	昭和小学校	坂戸市場1431	○				○	○	○
2	市民会館 (昭和交流センター)	坂戸市場1566	○	○	90	①敷地内 市営球場ロッカールーム ②市民会館大ホール2階ホワイエ	○	○	○
3	奈良輪小学校	奈良輪425-1	○				避難不可	避難不可	○
4	袖ヶ浦高校	神納530	○				○	○	○
5	昭和中学校	神納3204	○				○	○	○
6	蔵波小学校	蔵波台4-19-1	○				○	○	○
7	蔵波中学校	蔵波2967-2	○				○	○	○
8	長浦小学校	長浦駅前6-1-4	○				○	○	○
9	長浦中学校	久保田129	○				○	○	○
10	臨海スポーツセンター	長浦1-57	○				○	避難不可	○
11	長浦交流センター (長浦公民館)	蔵波513-1	○	○	20	①敷地内 長浦おかのうえ図書館 1階 通路部分 ②交流センター2階 創作室	○	○	○
12	代宿公民館	代宿74-1	○				○	○	○
13	根形小学校	三ツ作761	○				○	○	○
14	根形中学校	三ツ作741	○				○	○	○
15	健康づくり支援セン ター	三ツ作1862-12	○				○	○	○
16	根形交流センター (根形公民館)	下新田1277	○	○	12	①敷地内 別館アトリエ	○	○	○
17	平岡小学校	野里1503	○				○	○	○
18	平岡交流センター (平岡公民館)	野里1563-1	○	○	10	①1階会議室 ②敷地内 車庫 ③敷地内 倉庫	○	○	○
19	平岡小学校幽谷分校	川原井470	○				○	○	○
20	平川交流センター (平川公民館)	横田115-1	○	○	22	①交流センター1階 風除室 ②交流センター2階 会議室(2)、相 談室	○	○	○
21	平川中学校	横田500	○				○	○	○
22	中川小学校	横田2583	○				○	○	○
23	中川幼稚園	横田2637	○				避難不可	○	○
24	平川交流センター 富岡サブセンター	吉野田622-2	○				○	○	○
25	平川保育所	三箇1965	○				○	○	○

- ※1 災害による施設の損傷状況などによって、ペット避難の受入れ場所を変更する場合や、避難の受入れができなくなる場合があります。
- ※2 「屋内避難受入れ可能頭数（目安）」の欄は、受入れ可能頭数を1㎡あたり1頭として、おおよその頭数を計算しています。
- ※3 被災状況や避難者の受入状況などにより受入可能頭数等は変動します。
- ※4 ペットの屋内避難スペースと同じフロアに避難者の受入れを行う場合、アレルギー対策の観点からペット避難所を開設しない場合があります。

1-6 避難所での受付の流れ

同行避難が完了した後、避難所でのペット避難の受付の流れは次のようになります。

(1) 受付前の準備

避難所に到着した後、避難所で受付を行うにあたり、ペット同士の喧嘩などを防ぐため、ペットをすぐにケージやキャリーバッグ等に入れることのできる状態、又は、入れた状態にしてください。(※ケージやキャリーバッグがない場合は屋外避難のみとなり、屋内避難はできません。)

(2) ペット避難の受付

避難所の受付窓口でご自身の避難者カード及びペット避難カード（ペット登録票）を記入し、避難所運営担当者に渡してください。

飼い主とペットの受付場所が異なる場合は、避難所運営担当者の指示に従ってください。(給餌などのペットの飼育は、基本的に全て飼い主が行うこととなります。ペットのみの避難の受付はできません。)

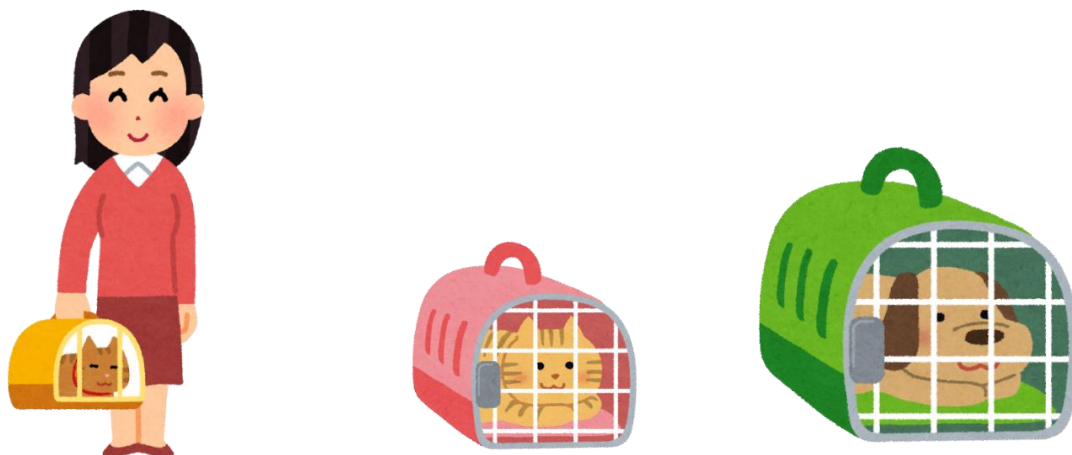
(3) 避難所におけるペット飼育のルールの確認

各避難所のペット飼育のルールを確認してください。

(4) ペットの避難スペースへの移動

避難所運営担当者の指示にしたがって、ペットと避難スペースに移動しケージ等の設置を行ってください。

避難スペースは被災状況や避難者の受入れ状況等を踏まえ、避難所運営担当者が指定します。



1-7 ペットの同伴避難をお受けできない具体例

以下に該当する場合にはペットの同伴避難をお受けできず、また避難の受付を行った後であっても避難所からの退所等をお願いすることがありますのでご注意ください。

- (1) 飼い主が制御できず、人や他のペットに危害を加える可能性のあるペット
- (2) ノミやダニ等が大量に寄生しているペット
- (3) ケージやキャリーバッグ、リードを持参しておらず、放し飼いの状態でしか飼育できないペット
- (4) 普段から家庭で飼育していない動物やペット
(例：野良犬、屋外で餌だけを与えている猫（野良猫、地域猫等）)
- (5) 避難所施設管理者の許可を得ず、避難所で定められたペットの避難スペース以外の場所で飼育した場合
- (6) 各避難所で定められた飼育ルールを遵守せず、他の避難者の避難生活を著しく害する恐れのある場合

2. 飼い主編

2-1 平常時の飼い主の役割

(1) 避難先の確保

災害時のペットの避難場所として、避難所だけでなく、親戚や知人宅なども預け先の選択肢として検討しておきましょう。

(2) ペット用の避難用品や備蓄品の確保

避難先では、各避難所におけるペット飼育ルールに基づき、飼い主の責任でペットの飼育を行う必要があります。

水、ペットフード、ペットシートなど必要な物資は、飼い主が少なくとも5日分（できれば7日以上）確保、備蓄しておく必要があります。

また、避難用の備蓄品をはじめ、普段と異なる環境で過ごすペットが少しでも安心できるように、日ごろから慣れている物をいつでも持ち出せる状態にしておきましょう。

(3) ペットのしつけ

避難所でのペットの飼育においては、人や他の動物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、ケージやキャリーバッグに慣れていること、決められた場所で排泄ができることなどが必要になります。

社会化やしつけは、避難所での迷惑となる行動を防止するとともに、ペット自身のストレスも軽減することにつながります。

(4) ペットを避難させるために必要な避難用品の例

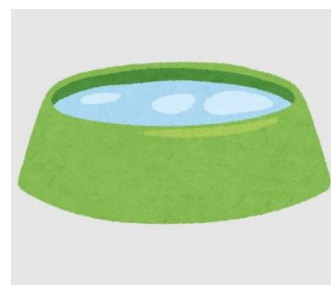
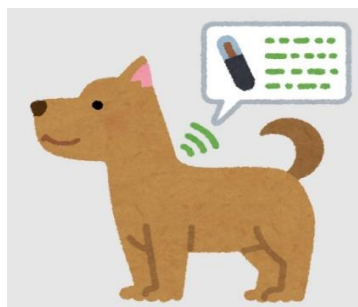
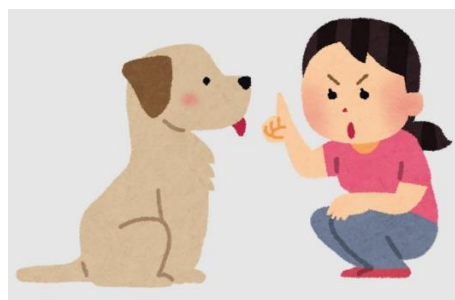
犬の場合	①首輪と伸びないリード 犬の登録時に交付される「鑑札」と狂犬病予防注射の「注射済票」も装着する。また、脱走対策として小型犬などは伸びないリードを付けた上でキャリーバッグに入れる。
	②扉のついたクレート（移動用の犬用キャリーバッグ）
	③ケージ（室内用）
	④犬用靴下やバンテージ 大型犬と徒歩で避難する場合、瓦礫などによる怪我を防止する
猫の場合	①キャリーバッグやケージ 経年劣化によりプラスチック製の組み立て式キャリーバッグが分解したり、扉が開いたりしないものであること

(5) ペット用の備蓄品と、持ち出す際の優先順位の例

優先順位 1 ペットの健康や命に関わるもの	①狂犬病などのワクチン接種状況、既往症、投薬中の薬情報、検査結果、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報
	②薬、療法食
	③ペットフード、水 少なくとも5日分(できれば7日以上)
	④キャリーバッグやケージ(避難時に欠かせないアイテム)
	⑤予備の首輪、伸びないリード リードを引いたときに伸びないもの
	⑥ペットシート ケージの中を衛生的に保つために取替えのできるシート
	⑦排泄物の処理用具 散歩の時などに、排泄物を処理するための道具
	⑧トイレ用品 猫の場合は使い慣れた猫砂、又は使用済の猫砂の一部
優先順位 2 情報(ペットの迷子対策など)	⑨餌入れ・水入れ
	①飼い主の連絡先と、ペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預け先などの情報
優先順位 3 ペット用品	②ペットの写真 ペットと離れ離れになってしまう場合に備え普段からペットの写真を撮っておく。 印刷物とともに携帯電話などに画像を保存することも有効
	①タオル、ブラシ
	②ウェットタオルや清浄綿 目や耳の掃除など多用途に利用可能
	③ビニール袋 排泄物の処理など多用途に利用可能
	④お気に入りのおもちゃなど、にいががついた用品
	⑤洗濯ネットなど 猫の場合、屋外診療・保護の際に有用
	⑥ガムテープ・養生テープや記入用マジック ケージの補修、段ボールを用いたハウス作り、動物情報の掲示、など多用途に使用可能

（６）災害に備えたしつけと健康管理の例

犬の場合	①狂犬病予防接種に加え、各種ワクチンを接種する。
	②「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけを行う。
	③ケージなどの中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
	④不必要に吠えないようにしつける。
	⑤人や他の動物を怖がったり攻撃的にならないように慣らしておく。
	⑥決められた場所で排泄ができるようにする。
	⑦犬フィラリアやノミダニなどの寄生虫の予防、駆除を行う。
	⑧シャンプーやトリミングにより身体を清潔に保つ。
	⑨不妊去勢措置を検討する。（感染症の防止など）
猫の場合	①各種ワクチン接種を行う。
	②ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
	③人や他の動物を怖がらないように慣らしておく。
	④決められた場所で排泄ができるようにする。
	⑤ノミダニなどの寄生虫の予防、駆除を行う。
	⑥不妊去勢措置を検討する。（感染症の防止など）
共通事項	①災害発生時には、ペットと離れ離れになってしまう場合もあるため、ペットが保護された際に飼い主の元に戻れるように、マイクロチップ等により所有者の明示をする。



2-2 災害時の飼い主の役割

(1) 避難の判断

飼い主は、得られた災害情報等をもとに、自宅や地域の状況を確認し、避難するか自宅に留まるかを判断します。

自宅が危険になる場合や避難情報が出ている場合には、飼い主の安全を確保できる範囲で、ペットと共に避難場所等の安全な場所へ避難します。

なお、自宅や周辺地域が安全な状況であれば、自宅に留まるという選択肢もあります。

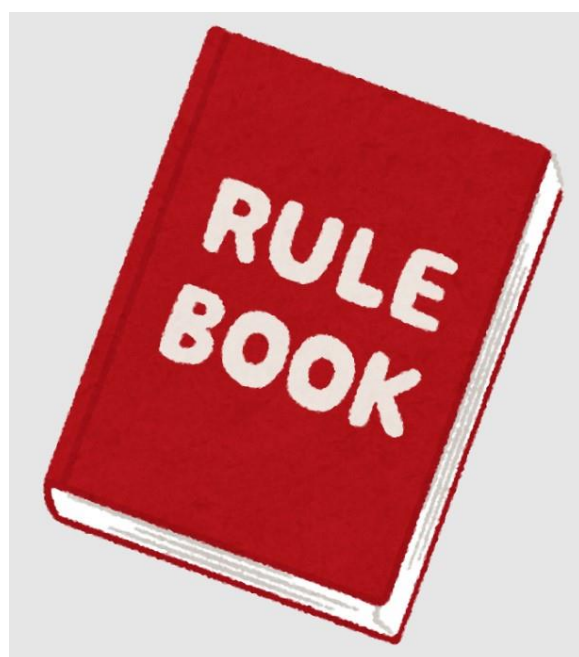
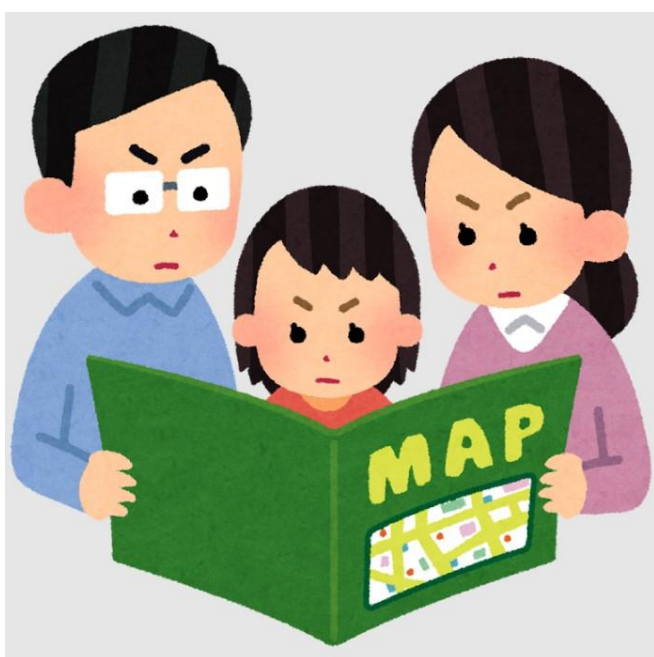
(2) 各避難所のルールに従ったペットの管理

各避難所でのペットの受入れにあたっては、災害の規模や施設の大きさ、避難者の人数などの状況によってルールが変わることもあります。

また、避難所では鳴き声や吠え声、他人を怖がる、咬む、においや抜け毛などがトラブルの原因になります。

避難所でペットを飼育する際は、各避難所におけるペット飼育のルールを常に確認し遵守してください。

(参考として19ページの「3-3 避難所におけるペット飼育のルール(掲示物の例)」をご確認ください。)



（３）トラブル等の防止

ペットの放し飼いは、避難所のいかなる場所でも厳禁です。

避難所には、動物が苦手な人や動物アレルギーの人もいることを理解し、他の避難者への配慮を常に心がけてください。

ペットに関するトラブルは、基本的に飼い主の責任により解決していただく事になります。

協力を求めてもペットの飼育ルールを守らない、又は、著しく他の避難者やペット等に危害を加える飼い主及び当該ペットには、速やかに避難所から退所していただく場合があります。



（４）飼い主同士の協力

給餌などのペットの飼育は、基本的に全て飼い主が行うこととなりますが、ペットと一緒に避難してきた飼い主が複数いる場合、飼い主同士が協力し役割分担を行いながら、ペットの飼育や避難スペースの管理を行ってください。

負傷等によりペットの世話ができない飼い主がいた場合には、他の飼い主が協力して避難しているペットの飼育を行うようにしましょう。

（５）ペットの避難スペース及び周囲の衛生管理

ペットが使用したスペースについて、避難所の衛生状態を保つため飼い主同士が協力して、飼育中は臭いや汚れが拡がらぬよう清掃を徹底し、また、飼育を終える時は必ず清掃をしてください。

ペットの排泄は決められたルールや場所で行い、排泄物は適切に処理してください。

3. 施設管理者及び避難所運営担当者編

3-1 平常時の施設管理者等の役割

(1) ペットの避難スペースを決めておく

市では施設管理者との協議のもと、屋内避難の受入れを可能とする避難所では次のことに注意してペットの避難スペースを事前に決めています。（※災害時に追加で避難スペースを選定する場合も同様の点に注意して場所を選定します。）

【ペットの避難スペースを決める時の注意点】

- ・排泄物の臭いや、鳴き声などの騒音が人の居住スペースに届かないよう、避難者が生活する場所とペットの受入れ場所を分ける
- ・動物アレルギーの方への配慮として、避難者の動線と極力交わらないようにする
- ・屋内での収容が難しい場合は、直射日光や雨風を防ぐことが出来る屋外スペース（例：駐輪場、渡り廊下、プール更衣室等）を探す
- ・屋外で飼育する場合であっても、ペットが逃げ出さないよう、飼い主にはできる限りケージでの管理を促す

(2) ペットの受入れ準備、必要物品の確認

汚損防止のためのブルーシートの設置位置や設置枚数、ペット避難カード（ペット登録票）やペット管理簿の準備、避難所受付から避難スペースへの誘導方法など、ペットの避難の受入れに必要な準備や物品について確認しておきます。

(3) 避難所内での飼育ルール等を決める

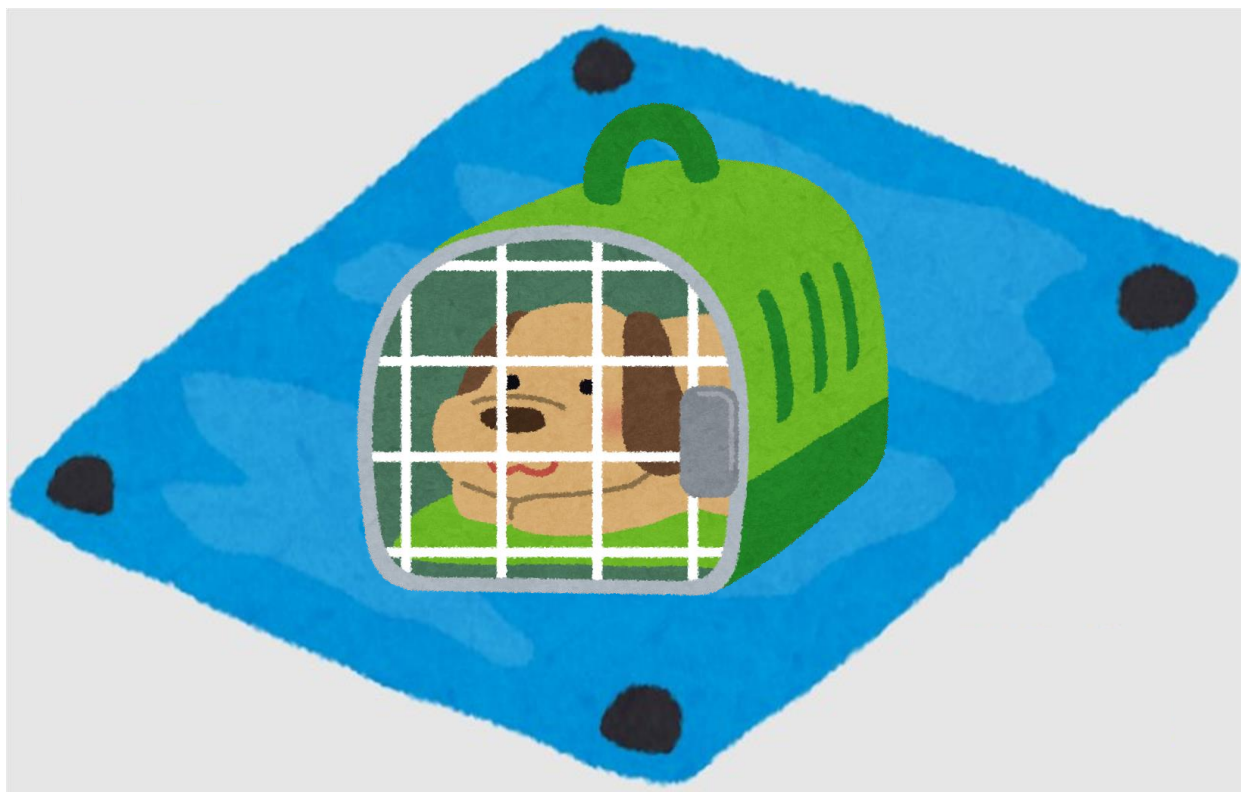
災害時のペット避難の際の基本的な飼育ルールとして、19ページに「避難所におけるペット飼育のルール(掲示物の例)」を作成しています。

災害時の状況によって、避難所ごとにルールの追加や変更を行う場合もあります。

3-2 災害時の避難所運営担当者等の役割

(1) ペットの避難スペースの設定

- ①動物アレルギーを持つ方等への配慮として、一般避難者の避難場所とペットの避難スペースは場所を分けて設定するとともに、極力、動線についても重ならないよう設定することが必要です。
- ②ペットの避難スペースは、誰でもわかるように貼り紙や区画線などで明示してください。
- ③ペットの避難スペースが屋内の場合は、床や壁を汚さないようにブルーシートなどで保護してください。
また、屋外の場合は既存の建物（倉庫やプールの更衣室など）やテント等を活用することにより、直射日光や雨風を防ぐ工夫をしてください。
- ④ペットの避難スペースは、事故防止のため、原則、飼い主と避難所運営担当者以外の立ち入りを禁止します。



⑤やむを得ず、あらかじめ定められたペットの避難スペース以外の場所に避難スペースを設ける場合は、次のような場所が候補として考えられます。

（※ペットの避難スペースを追加で決める場合は施設管理者との協議が必要です）

（ア）可能な限り人の居住スペースから離れた場所

（イ）一般の避難者と極力動線が交わらない場所（動物アレルギー対策として）

（ウ）直射日光や雨風をしのげる場所（例：木陰やテント設置が可能なところ）

（エ）既存の建物等が活用できる場所（例：屋根付き駐輪場、渡り廊下等）

【注意点】

・あらかじめ定められたペットの避難スペースの空きがないなど、避難所においてペット受入れが難しい場合でも、安全が確認されていない状態で避難者とペットを自宅に帰すことは二次被害の発生に繋がる恐れがあります。

飼い主があらためてペットの避難先を見つけるまでの間は、人命を最優先とした対応をとってください。

・ペットの避難スペースについて、避難所内で他の避難者が立ち入ることがない場所や倉庫等を一時的に提供する、また、自家用車などで避難してきた場合は一時的に車内での飼育を考えてもらう等の検討をしてください。

その際には、ペットが逃げ出さないようケージに入れる、しっかり係留する等の対策を必ず講じるよう飼い主に説明してください。

・避難所のあらかじめ定められたペットの避難スペース以外の場所では、飼育するための環境が整っていないことやペットが他の避難者等へ危害を加えてしまう可能性もあることから、飼い主とペットにとってより安全な避難先を見つけることや、自宅等の安全が確認され次第 避難場所を移動することも一つの対策であることを説明する必要もあります。

(2) 避難生活中的対応

- ①避難所内の掲示板などに、避難所におけるペットの飼育ルールを貼るなど、一般の避難者に避難所内でペットを飼育していることを周知してください。また、ペット飼育に関する情報提供及び収集を積極的に行いましょう。
- ②ペットの飼育ルールの周知が不足するようであれば、ペットの避難スペースの管理・清掃は飼い主が責任を持って行うよう改めて促してください。
- ③協力を求めてもペットの飼育ルールを守らない又は、著しく他の避難者やペット等に危害を加えるペットとその飼い主には、速やかに避難所から退所するよう通告してください。

(3) 在宅避難者への対応

- ①飼い主とペットが自宅に留まる在宅避難の場合、支援物資や情報を入手するために、避難者や自主防災組織等の協力を得ながら必要に応じて避難所などに行くように周知してください。
- ②飼い主が避難所に避難し、ペットを自宅で飼育する場合は、避難所から自宅に通いながら世話をする方法もあります。
ただし、二次災害の危険がある場合は、この方法を避けるように注意を促してください。

(4) 車の中でペットを飼育している人への対応

在宅避難と同様に、支援物資や情報は、必要に応じて避難所などに取りに行くよう呼びかけてください。

また、次の事項に注意が必要であることを周知してください。

- ①飼い主はエコノミークラス症候群や熱中症に注意が必要なこと。
- ②ペットも熱中症になるため、ペットだけを車内に残さないこと。
- ③やむを得ずペットだけを車内に残すときは、車内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意すること。
- ④長時間車から離れる場合には、ペットを放置せずに別の安全な場所に移動させる必要があること。

3-3 避難所におけるペット飼育のルール（掲示物の例）

—お願い—

- ペットの飼育、管理は飼い主が責任を持って行うこととしています。
- 以下のルールを守り、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方への配慮を心掛け、人間と動物が共存できる避難所づくりに協力してください。

■■■■■■避難所

1. 避難可能なペット

(1) 家庭で飼育している動物(野良犬、野良猫、販売業者が飼育する動物は含まない)のうち、犬や猫、ハムスターや小鳥などの「小型の哺乳類及び鳥類」に限ります。

なお、屋内避難を行う場合、ペットはケージやキャリーバッグに入れる必要があります。

(2) 家畜として飼育している動物や、人に危害を加えるおそれのある危険な動物等の特定動物や特定外来生物及びこれらに類する動物は含みません。

また、魚類、爬虫類、両生類、昆虫を含む虫なども対象外とします。

2. ペットの避難スペース

(1) ペットの避難スペース以外でペットの飼育を行わないでください。

(2) ペットの避難スペースは被災状況や避難者の受入れ状況等を踏まえ、避難所運営担当者が指定します。

(3) 被災状況や避難者の受入れ状況等により、ペットの避難スペースの場所が変わることがあります。

(4) 事故防止のためペットの避難スペースには、原則飼い主及び避難所運営担当者以外は入らないでください。

(5) 屋内では、移動時を除き、ペットは必ずケージ等に入れてください。

屋外でもペットは必ずケージ等に入れるか、伸びないリード等で所定の場所に繋ぎ止めてください。

リード等でつなぐ場合には、ペット同士が接触しないように長さを調整してください。

(6) 鳴き声等の対策として、可能であればペット同士の目線が合わないようケージを設置する又は、ケージを毛布等で覆いましょう。

(7) ペットの避難スペース、施設は清潔にし、必要に応じて消毒しましょう(特

に毛や排泄物)。

- (8) 排泄物やトイレシート・猫砂などは、ビニール袋に入れて硬く口を閉じてから所定の場所に廃棄してください。
- (9) 散歩中に排泄させる場合には、避難所から離れた場所で排泄させ、排泄物は必ず、ビニール袋等で回収してください。
- (10) ペットの避難スペースから人の居住スペースに戻るときは、動物の毛や汚れなどを可能な限り除去しましょう。
- (11) 記入した「ペット避難カード（ペット登録票）」の写しをケージに貼るなど、他のペットと混同しないようにしましょう。

3. ペットの飼育

- (1) 給餌などの飼育は、全て飼い主が行ってください。
- (2) ペットフードなどの必要物品の確保は飼い主自身で行ってください。
- (3) ペットの放し飼いは、避難所のいかなる場所でも厳禁です。
- (4) ペットをケージから出すときは、伸びないリードやハーネスを着用させ、逃げ出さないよう細心の注意を払ってください。また、ペット同士のトラブルを防ぐため、同時に多数のペットを出さないよう飼い主同士で調整してください。

4. 飼い主同士の協力

- (1) 飼い主同士が協力し、役割分担を行いながらペットの飼育を行ってください。
- (2) 持病や負傷等により自分のペットの飼育ができない飼い主がいる場合には、他の飼い主で協力して当該ペットの飼育を行きましょう。

5. 他の避難者への配慮

- (1) 避難所には、動物が苦手な人や動物アレルギーの人もいることを理解し、他の避難者への配慮を常に心がけてください。

6. 避難所からの退所

- (1) 「避難所におけるペット飼育のルール」に記載してある内容を守らなかったり、著しく他の避難者やペット等に危害を加えるような場合などで、市の職員から退所するよう通告があった飼い主とそのペットは、速やかに避難所から退所してください。

4. 資料編

4-1. ペットの定義

■環境省作成「人とペットの災害対策ガイドライン」抜粋

本ガイドラインは、主に家庭動物等のうち犬や猫などのペットとそれらを飼養する被災者を対象とし、避難生活中のペットの適正飼養を支援する観点から、人とペットの災害対策について検討する際に活用されることを想定している。

■家庭動物等の飼養及び保管に関する基準抜粋

平成 14 年 5 月 28 日環境省告示第 37 号

最終改正：令和 4 年環境省告示第 54 号

第2 定義

この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 動物

哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。

(2) 家庭動物等

愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。

4-2. 補助犬

■身体障害者補助犬法抜粋

（不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴）

第九条

前二条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではない。

ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

4-3. 特定動物と特定外来生物

■特定動物

人に危害を加えるおそれのある危険な動物及びその動物との交配によって生まれた動物

【参考 環境省HP 特定動物リスト】

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/sp-list.html

■特定外来生物

生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定された生物

【参考 環境省HP 特定外来生物等一覧】

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

4-4. その他（参考文献）

- (1) 人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）
- (2) 人とペットの災害対策ガイドラインチェックリスト（環境省）
- (3) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（環境省）
- (4) 避難所運営ガイドライン（内閣府）
- (5) 千葉県動物愛護管理推進計画（千葉県）
- (6) 災害時動物救護活動マニュアル（千葉県）
- (7) 災害におけるアレルギー疾患の対応～アレルギー疾患をお持ちの方、災害に対応する行政の方、災害医療に従事する方へ～（令和 3 年度厚生労働科学研究費補助金(免疫・アレルギー疾患政策研究事業)大規模災害時におけるアレルギー疾患患者の問題の把握とその解決に向けた研究 研究班）
- (8) ペット避難受入れに関するガイドライン～災害に備えた心構え～（柏市）
- (9) 災害時のペット対策～ペットとの同行避難対応ガイドライン～（横浜市）

4-5. ペット避難カード（ペット登録票）

ペット避難カード（ペット登録票）				
管理番号				
飼い主	名前	(フリガナ)		
	住所			
	連絡先	固定電話	—	—
		携帯電話	—	—
ペット	呼び名			
	種類	犬 ・ 猫 ・ その他 ()		
	品種など	() ・ 雑種		
	性別	オス ・ メス		
	特徴			
	犬のみ	登録 有 ・ 無		
ペットの 避難スペースの場所	記載例) 避難所 1 階 会議室 1 など			
その他 特記事項				
入所日	年 月 日	退所日	年 月 日	

4-6. ペット管理簿

ペット管理簿									
No.	管理番号	入所日	退所日	飼い主名前	ペット				
					呼び名	種類 犬・猫 その他()	品種など	性別 オス・メス	ペットの 避難スペースの場所
						犬・猫 その他()		オス・メス	
						犬・猫 その他()		オス・メス	
						犬・猫 その他()		オス・メス	
						犬・猫 その他()		オス・メス	
						犬・猫 その他()		オス・メス	
						犬・猫 その他()		オス・メス	
						犬・猫 その他()		オス・メス	
						犬・猫 その他()		オス・メス	
						犬・猫 その他()		オス・メス	

作成者

袖ヶ浦市役所 総務部 防災安全課

TEL 0438-62-2119

監修

公益社団法人千葉県獣医師会 かずさ支部